

11月1日から職員の軽装勤務（ナチュラルビズ）を 通年で実施します

本市では、職員の服装について、これまで、地球温暖化対策や省エネルギーに向けた取組の一環として、期間を限定してクールビズやウォームビズを実施してまいりましたが、新たに、職員がより働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりの視点を加え、通年でノーネクタイやノージャケット等の軽装勤務を実施します。

1 目的

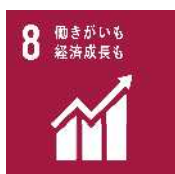
- （１）個人の個性や価値観、多様性を尊重するとともに、気候に応じた働きやすい服装での勤務による業務効率化により、市民サービスの向上を図る。
- （２）気候に応じた柔軟な服装の選択により、冷暖房機器の適正利用、環境負荷の低減を図る。

2 実施内容

- （１）開始日 令和7年11月1日（土）
- （２）内 容 年間を通じて、ネクタイやジャケットの着用を必須とせず、気候に応じた働きやすい服装での勤務を可能とするもの
※スーツやネクタイの着用を一律に禁止するものではありません。

3 留意事項

- （１）公務員としての品位を損なわず、市民等に不快感を与えない節度のある服装とするよう十分配慮します。
- （２）式典等への出席を始め、社会通念上必要と判断される場面においては、スーツ等を着用するなど、ＴＰＯ（時・場所・場面）に応じて適切に対応します。



問合せ先

人材育成課

042-769-8332